

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 15日

静岡県知事
川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

氏 名 静岡県立静岡がんセンター

静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

電話番号 055-989-5222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静岡県立静岡がんセンター
事業場の所在地	静岡県駿東郡長泉町下長窪1007
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

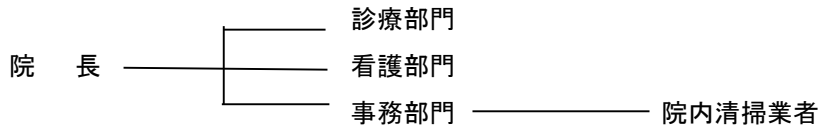
① 事業の種類	医業(病院・研究所)
② 事業の規模	許可病床数 615床 開棟部分 615床 (令和4年6月1日現在)
③ 従業員数	常勤 1,152名、非常勤 473名 計 1,599名 (令和4年6月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添フロー図のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図)

廃棄物管理責任者 静岡県立静岡がんセンター 病院長
廃棄物管理担当責任者 静岡県立静岡がんセンター 管理課長
作成責任者 静岡県立静岡がんセンター 管理課長
廃棄物管理担当者 静岡県立静岡がんセンター 管理課



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	368.4 t	3.06 t
	(これまでに実施した取組) 院内から発生する特別管理産業廃棄物は、手術等に伴って発生する病理廃棄物、血液、血液や体液が付着したもの、鋭利なもの等の感染性廃棄物、及びキシレンといった引火性廃油が主なものである。 感染性産業廃棄物については、非感染性産業廃棄物との分別を徹底し、搬出抑制に努めているが、患者数、手術件数が増加しており、削減が難しい状況である。		
②計画	【目標】 前年度並みの排出量を維持する。		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	368 t	3.1 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き感染性廃棄物と非感染性廃棄物との分別の徹底を図り、排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物については、耐貫通性の針捨てボックス、メディカルペーパー、ビニールを装着したダンボールの3種類の回収容器を設置し、適切な分別回収・保管を行っている。 廃液についても、種類別にポリ容器等に分け、回収保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、適切な分別回収・保管に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	368.4 t	3.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量	368.4 t	3.06 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	368.4 t	3.06 t
(これまでに実施した取組) 感染性産業廃棄物の委託業者及び廃液の委託業者が優良認定を取得している。			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	<table border="1"> <tr> <td>感染性産業廃棄物</td> <td>燃えやすい廃油</td> </tr> </table>	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油
	感染性産業廃棄物	燃えやすい廃油		
	全処理委託量	368 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	368 t		
	再生利用業者への処理委託量	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	368 t			
(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物との分別の徹底を図り、排出抑制に努める。				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3年度）実績】			
	<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</td> <td>371 t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	371 t	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	371 t			
(今後実施する予定の取組等)				
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。